

前橋市営住宅管理条例の改正について（議案第59号）

建築住宅課

1 改正の理由

60歳未満の単身の低額所得者の居住の安定を図るため、市営住宅の入居者資格を緩和する。

2 主な内容

市営住宅の入居者資格について、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」とする要件を廃止し、60歳未満の単身の低額所得者が市営住宅に入居できることとする。

3 施行期日

公布の日